抹消登録申請をする場合

【提出書類】

- **抹消登録申請書**
  注）共同所有船舶の場合は、共同所有者（申請者）申告書も必要です。
- **抹消登録の原因を証する書面**
  解撤の場合：解撤証明書
  エンジンを撤去した場合：推進機関撤去証明書
  ※必ず船舶を特定する船舶番号又は船体識別番号が記載されていること
- **払込票兼受領証（郵便局の場合）又は払込金受取書（銀行の場合）等**
- **廃船（返納）届け**
- **船舶検査証書及び手帳**



機構に提出する際にもう一度確認して下さい！

◆ **申請書の未記入や誤記入はありませんか？**
→記入例の部分が未記入や誤記入の場合には、申請書の訂正が必要となります。

◆ **発生年月日に誤りがありませんか？**
→解撤証明書等の証明書に記載された原因発生年月日を必ず記入して下さい。

◆ **登録の原因がきちんと記入されていますか？**
→登録の原因欄の該当項目に「レ」を付して下さい。

◆ **抹消を証する書面に船舶を特定する船舶番号又は船体識別番号が記載されていますか？**
→必ず船舶を特定する船舶番号又は船体識別番号が記載されていることを確認して下さい。

◆ **手数料振込の証明書は添付されていますか？**
→検査機構専用の振込用紙をご使用の場合には、いずれかを提出して下さい。
①郵便振替払込受付証明書（郵便局の場合）②手数料払込証明書（銀行の場合）
→郵便局又は銀行に備付け用紙を使用した場合には、いずれかを提出して下さい。
① 払込票兼受領証（郵便局の場合）②振込金受取書（銀行の場合）
→ネットバンキングを使用した場合には、下記をご参考下さい。
① 振込年月日、振込金額、振込人名を申請書の備考欄または別紙に記載してください。
（同内容が確認できるページを印刷したものの提出でも可）

(R8.3)

抹 消 登 録 申 請 書

日本小型船舶検査機構　殿

申請者（現所有者等）　〒　　－
住　　所：
（フリガナ）
氏名又は名称：　　（TEL　　－　　－　　）
申請代理人（代理申請の場合）　〒　　－
住　　所：
（フリガナ）
氏名又は名称：
※　法人が申請者又は申請代理人の場合には、代表者の役職及び氏名まで記入して下さい。（TEL　　－　　－　　）

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第８条第１項の規定により抹消登録を申請します。

申請の年月日	令和　　年　　月　　日	**船体識別番号**	
船舶番号		**船　籍　港**	都道府県　　市区郡　　町村
所有者の氏名又は名称及び住所	（住所）〒　　－ （氏名又は名称：フリガナ）		
持分の定めがあるときはその持分	共同所有者無し ・ 共同所有者あり 「当該船舶の　　分の　　」		
登録の原因及びその発生年月日	解撤 ・ 滅失 ・ 沈没 ・ 存否不明 ・ 適用外（海外売船・漁船登録取得・推進機関撤去・その他） その他（　　）　　令和　　年　　月　　日		
備　　考	**連絡先氏名・電話番号・携帯電話等（日中連絡可能な電話番号を記入して下さい）**		

（注１）申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には１名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙（共同所有者（申請者）申告書）に記載して下さい。
（注２）登録の原因が適用外の場合には、具体的な理由に○を付して下さい。
（注３）申請内容に不備のある場合は、電話で申請者又は申請代理人に連絡し、了解をもって申請内容を訂正させて頂きます。（法人の場合は、担当者）
（注４）小型船舶登録手数料の払込証明書、その他必要な書類を添付して下さい。

以下の欄は記入しないでください。　（R3.1）

添付書類	委任状・解撤証明書・推進機関撤去証明書・輸出許可通知書・仕入れ書・漁船登録票(写)・その他(　　)			手数料受領確認印		支部長印	
登録手数料	当初納付額	過不足額	差引計	受付			

手数料・添付書類（　　）へ添付

＜抹消登録の記入例＞

抹 消 登 録 申 請 書

日本小型船舶検査機構　殿

申請者（現所有者等）　①　〒　136 － 0082

住　　所：東京都江東区新木場1丁目2番15号

（フリガナ）

氏名又は名称：機 構　五 郎　　（TEL　090 － 0000 － 0000 ）

申請代理人（代理申請の場合）　〒　　－

住　　所：

（フリガナ）

氏名又は名称：

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第８条第１項の規定により抹消登録を申請します。

申請の年月日	②令和 元 年 5 月 10 日	船体識別番号	③JP－ABC01234D202
船舶番号	④235－97979 埼玉	船　籍　港	⑤埼玉 都道府県 さいたま 市区郡 町村
所有者の氏名又は名称及び住所	（住所）〒136－0082 ⑥東京都江東区新木場1丁目2番15号 （氏名又は名称：フリガナ） 機 構　五 郎		
持分の定めがあるときはその持分	⑦共同所有者無し・共同所有者あり　「当該船舶の　　分の　　」		
登録の原因及びその発生年月日	⑧解撤・滅失・沈没・存否不明・適用外（海外売船・漁船登録取得・推進機関撤去）・その他 その他（　　） ⑨令和 元 年 5 月 1 日		
備　　考	連絡先氏名・電話番号（昼間の連絡先を記入してください） ⑩機構五郎：090－〇〇〇〇－〇〇〇〇		

注意!!
記入箇所が未記入や誤記入の場合は、訂正を要する場合がありますので、提出する前にもう一度申請書をご確認下さい。

①申請者（登録名義人）の住所及び氏名又は名称を記入して下さい。
法人の場合は代表取締役〇〇まで記入して下さい。

②申請書を作成した年月日を記入して下さい。

③現在登録されている船体識別番号を記入して下さい。（船舶検査手帳、登録事項通知書等を参考に記入して下さい。）

④現在登録されている船舶番号を記入して下さい。（船舶検査証書、手帳、登録事項通知書等を参考に記入して下さい。）

⑤現在登録されている船籍港を記入して下さい。（船舶検査証書、登録事項通知書等を参考に記入して下さい。）

⑥所有者（登録名義人）の住所及び氏名（法人の場合は法人名のみ）を記入して下さい。申請者の欄と同じ内容であれば「申請者に同じ」と記入しても差し支えありません。

⑦「共同所有者なし」又は「共同所有者あり」のいずれか該当する方に〇を付して下さい。「共同所有者あり」の場合は申請書に記入している申請者（所有者）の持分を右欄に記入し、その他の所有者は別紙「共同所有者（申請者）申告書」に必要事項を記入して下さい。

⑧添付書類（登録の原因を証明する書面）に記載されている発生年月日を記入して下さい。

⑨該当する原因に〇を付して下さい。登録の原因を証明する書面の添付が必要となります。

- **解撤**（船舶を解撤した場合）☞解体（解撤）証明書※
- **滅失**（海難、火災等により滅失した場合）☞航行報告書、事故報告書、罹災証明書等
- **沈没**（水中に没した場合）☞航行報告書、事故報告書等
- **存否不明**（盗難、天災等により行方がわからない場合）☞盗難を原因とする抹消申立書、存否不明証明書
  ※なお、存否不明となった日から3ヶ月後の申請となります。盗難の場合は警察署への届出が必要です。
- **適用外**（漁船登録を取得した場合）☞漁船登録票の写し等
  （推進機関を撤去した場合）☞推進機関撤去証明書※
  （海外売船した場合）☞輸出許可通知書及び仕入れ書

【注意】
上記の添付書類（証明書）には必ず船舶を特定する番号（船舶番号又は船体識別番号）を記載して下さい。
※　解体（解撤）証明書、推進機関撤去証明書については、「登録申請書ダウンロード」画面でダウンロード出来ます。

⑩昼間連絡の取れる電話番号を忘れずに記入して下さい。

（推進機関を撤去した場合）

推進機関撤去証明書

令和　　年　　月　　日

日本小型船舶検査機構　殿

次の小型船舶について、推進機関を撤去し小型船舶でなくなったことを証明します。

船舶番号又は
船体識別番号　……

推進機関撤去年月日　令和　　年　　月　　日

証明者(所有者以外)

住　　所　……

氏名又は名称　……
（TEL　　-　　-　　）

※法人の場合は、法人の名称、代表者の役職（代表取締役等の法人の代表者）及び氏名を記入してください。

（注）全ての項目を記載して下さい。

(R3.1)

返納（廃船）届

令和　　年　　月　　日

日本小型船舶検査機構　殿

届出人の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
注２）

及　び　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記船舶は船舶安全法（第２条第１項）の適用外となったのでお届けします。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所	（氏名又は名称）　☐ 届出人に同じ（氏名又は名称及び住所） （住所）〒 TEL（携帯電話等）　－　－
船種及び船名	
船舶検査済票の番号	
船舶番号	
船体識別番号	
船舶の長さ	
船舶検査証書の番号	
事由	(1)　廃船 (2)　その他
返納書類	船舶検査証書　返納　返納不能 臨時航行許可証　返納　返納不能 臨時変更証　返納　返納不能 船舶検査手帳　返納　返納不能 船舶検査済票　返納　返納不能
適用外となった理由	1.漁船になる等用途変更又は改造により 20 トン以上となったため 2.解撤、老朽化による廃船 3.沈没、破損等による使用不能 4.下取り等売買の為（海外売船を含む） 5.係船等使用中止 6.規則改正による適用除外 7.存否不明 8.法適用外（推進機関撤去・船外機 1.5kW 未満） 9.その他　（　　）
返納不能の場合その理由	

注　1）この用紙は、複写式となっていますので、ボールペンを用い楷書で記入し、２枚とも提出して下さい。
　　ゴム印を使用する場合は、２枚目にもゴム印を押して下さい。
　　2）届出人が法人の場合は法人名及び代表取締役○○まで記入して下さい。
　　3）☐に該当する場合にはチェック☑して下さい。
　　4）海外売船の際に証明が必要となる場合は事前に申出て下さい。

注）以下の欄は記入しないで下さい。

取扱者の印		事務所の長の印		受付	

R7.5

返納（廃船）届の記入例

返納（廃船）届

令和 元年 5月 10日

日本小型船舶検査機構　殿

①
届出人の氏名又は名称（注２） 機 構　五 郎

及 び 住 所 東京都江東区新木場1丁目2番15号

下記船舶は船舶安全法（第２条第１項）の適用外となったのでお届けします。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所	（氏名又は名称） ② （住所）〒102－0073 TEL（携帯電話等） 080 －○○○○－○○○○	☑届出人に同じ（氏名又は名称及び住所）
船種及び船名	③	汽船　機構丸
船舶検査済票の番号	③	235－××××××
船舶番号	③	235－××××埼玉
船体識別番号	③	JP－ABC△△△○○○××××
船舶の長さ	③	7.47 m
船舶検査証書の番号	③	1－999
④事由	(1) 廃船 (2) その他	
⑤返納書類	船舶検査証書 返納 返納不能 臨時航行許可証 返納 返納不能 臨時変更証 返納 返納不能 船舶検査手帳 返納 返納不能 船舶検査済票 返納 返納不能	
⑥適用外となった理由	1.漁船になる等用途変更又は改造により20トン以上となったため 2.解撤、老朽化による廃船 3.沈没、破損等による使用不能 4.下取り等売買の為（海外売船を含む） 5.係船等使用中止 6.規則改正による適用除外 7.存否不明 8.法適用外（推進機関撤去・船外機1.5kW未満） 9.その他 （ ）	
⑦返納不能の場合その理由	船体から剥れなかったため、船体と一緒に解撤した。	

①届出人（船舶所有者又は代理人）の住所及び氏名を記入して下さい。
法人の場合は、法人名と代表取締役○○まで記入して下さい。
代理人が届け出る場合は、船舶所有者からの委任状が必要です。

②郵便番号及び電話番号（携帯電話等）は、必ず記入して下さい。
住所は、番地、棟、部屋番号まで正確に記入して下さい。
船舶所有者と届出人が同一の場合は、郵便番号と電話番号（携帯電話等）を記入のうえ「届出人に同じ」にチェック☑すれば、氏名又は名称及び住所の記入を省略できます。

③船舶検査証書等に記載されている項目を記入して下さい。

④該当する事由を囲んで下さい。

⑤お持ちの書類等の中で、返納する書類・返納できない書類を囲んで下さい。

⑥適用外となった理由を囲んで下さい。

⑦返納不能の場合は下の欄に理由を記入して下さい。

□ 本届出の手数料は、無料です。また、どの支部に提出していただいても結構です。
□ 登録対象船は、抹消登録の手続きも必要となります。